

国保組合に対する所得調査の実施について

令和7年度所得調査の実施が厚生労働省より通知されました。

この調査は、国から国保組合へ交付される補助金を算定するため定期的に実施されます。調査結果により補助金の補助率が決定される重要な調査です。

調査方法は、次のとおりです。

① 調査世帯の抽出方法

厚生労働省が定めた方法

② 調査事項

令和7年度市区町村民税にかかる課税標準額
(組合員及びその家族)

③ 調査方法

登録いただいたマイナンバーを利用して上記②を
取得します。

なお、取得できなかった場合は所得課税証明書の提出を依頼
することがあります。

マイナンバーを利用して取得した情報は、この調査以外には一切使用
せず、また厳重に管理いたします。



所得調査のためにマイナンバーを利用することは、
国の定める法令に基づくものです。